

富山市総合計画策定方針

1 総合計画策定の趣旨

本市を取り巻く時代潮流は、人口の減少、急速な少子・高齢社会の進展、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、大きな転換期にあり、これにともない市民意識も個性や感性を重んずる傾向が強まり、多様な価値観が尊重され、ライフスタイルも多様化している。

また、自治体の行財政運営では、厳しい財政状況下での地方分権の進展により、「自己決定」と「自己責任」の理念のもと、評価や成果を重視した施策の展開が求められている。

本市の持続的な発展のためには、時代の大きな変化に対応しながら、本市が持つ多彩な魅力を最大限に発揮できるまちづくりを進める必要がある。

このため、都市と自然が共生する活力ある新しい富山市の創造を目指し、市民との協働を基本とした総合計画を策定する。

2 総合計画の位置付け

総合計画は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、県都として、また、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくため、今後の目標を定め、これを実現していくための指針として位置付ける。

3 新市建設計画との整合

総合計画の策定にあたっては、新市建設計画を尊重しつつ、各地域の現状を十分踏まえ、今後の社会情勢等を勘案し、広い見地から施策の必要性や重要性等を検討する。

4 計画策定の視点

総合計画は、次の視点にて策定する。

(1) 一体感の醸成

本市は、旧7市町村が合併してできた新しい市であることから、市民の一体感が醸成され、市民が合併して良かったと実感できるよう施策を展開することが重要である。

(2) 地域特性の尊重

本市の各地域には、これまでの長い歴史で培われた伝統文化、芸術や産業があることから、これらの貴重な資産を大切にし、地域特性・個性を活かし、次世代へ引き継ぐことが重要である。

(3) 都市と自然の共生

本市は、広大な森林を有することから、森林の持つ機能の保全や活用を図るとともに、都市部と中山間地域が交流し、相互に認め合い、連携し、お互いを補っていくことが重要である。

(4) 成果重視

本市の行財政運営は、三位一体の改革の影響や税収の伸びが期待できない厳しい状況にあるため、成果重視の観点から、施策の必要性、重要性、優先性、効率性等に十分配慮することが重要である。

5 策定体制

計画策定のため、次の審議会等を置く。

(1) 富山市総合計画審議会

富山市総合計画審議会条例（平成17年富山市条例第304号）第1条の規定に基づき、富山市総合計画審議会を置く。
審議会の定めにより、部会を置くことができる。

(2) 富山市総合計画策定会議（庁内組織）

総合計画の原案等の作成を行うため、富山市総合計画策定会議を置く。
重要な課題について調査研究するためワーキンググループを置く。

6 策定過程での市民参画

市民の視点を導入したまちづくりを進めるため、総合計画審議会委員に市民からの公募委員を委嘱する。また、広大な市域における市民ニーズを的確に把握し、多様な特性や課題を整理するため、地域別ワークショップや各種団体との意見交換、タウンミーティングを実施する。さらに、パブリックコメントにより、計画の策定過程の公正の確保と透明性の向上を図る。

7 計画の策定期間

総合計画策定期間は、平成17年度・平成18年度の2か年度とする。

8 計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」によって構成する。

(1) 基本構想

基本構想では、本市の特性や魅力、広域的な位置付け等を整理し、長期的な展望のもとに将来の都市像やまちづくりの目標とその実現に向けた施策の大綱を示す。平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画では、基本構想で示した都市像、まちづくりの目標及び施策の大綱を受け、施策の体系化を行い、現況と課題を整理するとともに施策の方向を示す。平成19年から平成23年までの5か年を前期計画、平成24年から平成28年までの5か年を後期計画とする。

(3) 実施計画

実施計画では、基本計画で定める施策体系に基づき、具体的な事業の年次計画等を示す。基本計画に沿って、前期・後期計画の各5か年の計画をローリング方式により毎年見直ししながら、実効性の確保に努めるとともに、諸情勢の変化に的確に対応した計画を策定する。

9 基礎調査

(1) 将来人口推計

将来における総人口、年齢区分別人口、世帯数、昼夜間人口、産業分類別人口について推計を行い、総合計画の基礎資料とする。

(2) 市民意識調査

市民意識調査により、市民の生活環境や市の施策等に対する満足度及び今後の施策要望等を把握する。